

2013.11.22

特養入所 補助打ち切り

金融資産200万円以上で

厚生労働省は特別養護老人ホーム(特養)に入る高齢者への食費などの補助を、所得が低くても夫婦で2千万円以上の預貯金や株式など金融資産があれば打ち切る新たな基準案を固めた。一時検討した宅地など不動産は基準から外すことにした。来年の通常国会に盛す介護保険法改正案に盛

厚労省案 不動産は対象外

り込み、2015年度から実施。給付費を年700億円減らす。現在補助を受けている約100万人にも新基準を適用する。特養ホームなど介護施設の入所者に食費や部屋代を補助する制度は「補給付」と呼ばれる。現行は所得額のみを基準に、住民税が非課税とな

る低所得世帯の人には、一定の自己負担分を超えた額を介護保険から給付する仕組み。厚労省はこれを見直して、補助するか否かの判断基準に預貯金や株式などの金融資産を加える。補助対象となり得る低所得世帯の約1割は単身で1千万円以上、夫婦で2千万円以上の金融資産があるとみられ、これらの人への補助を打ち切る。金融資産の額は、市町村が入所者の自己申告に

より把握する。住宅ローンなどの負債は、申告した上で金融資産と相殺する。



テクセル
進化する超軽量素材

岐阜プラスチック工業株式会社 テクセル